

自治研 かながわ

2016 **12** No.162
(通算 226号)

CONTENTS

巻頭言 「分断社会」を変える、「井手財政哲学」への期待

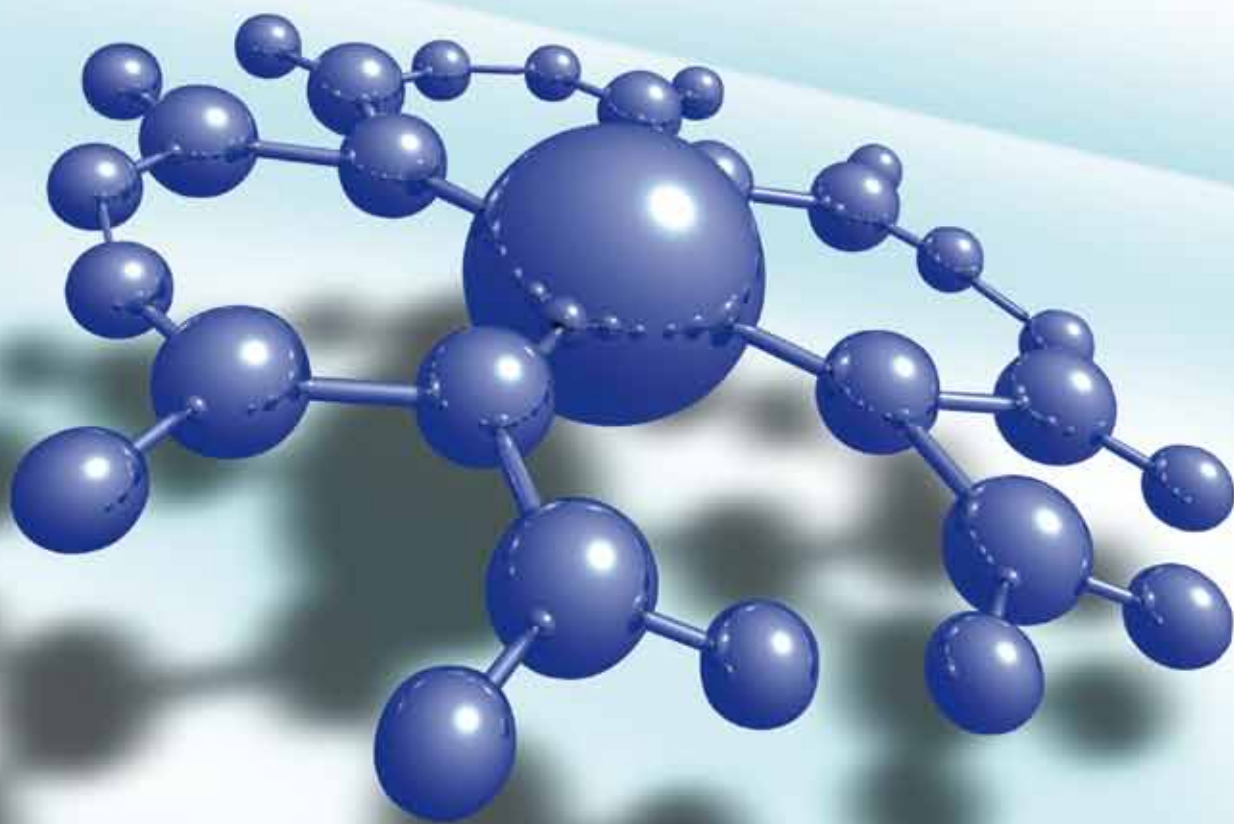
川崎市におけるヘイトスピーチ問題

川崎地方自治研究センター主任研究員／神奈川自治研センター理事 板橋 洋一 …… 1

東京圏の人口動向と「総合戦略」

—「地方創生」はどこへ向かうのか—

神奈川県地方自治研究センター主任研究員 勝島 行正 …… 10



公益 神奈川
社団 県地方自治研究センター

「分断社会」を変える、「井手財政哲学」への期待

横山 すみ子
（葉山町議会議員
神奈川県地方自治研究センター理事）

閉塞感が増す日本社会。自民党が大勝した小泉劇場、そのころから、日本社会の中で多くの人々が、将来の不透明さ、生きにくさに不安を感じるようになったと思います。

湯浅誠さんが村長となった「年越し派遣村」で、派遣や貧困の問題がクローズアップされた7年前、当時はマスコミも大きく取り上げましたが、時の流れとともに人々の日常の中に、格差や貧困の問題が隠れていったようです。

地下鉄のホームのベンチに、若い男性や中年の男性が沈んだ面持ちでずっと座っていたりすると、この人は仕事があるのか、帰る家は？と気になります。なぜか、女性のそのような姿はあまり見かけません。

最近手にした井手英策慶應大学教授の著書『分断社会を終わらせる』に、所得分布の推移を1990年、2000年、2013年別に示したグラフがあります。（出所は厚労省「国民生活基礎調査」より作成）2013年と他の年の違いは、年収400万円未満の層が増加し、比較的豊かな層の割合が減っていること。高所得者層と中間層の所得差が拡大したのではなく、中間層の下の方の所得が低下し、低所得者層の割合が全体的に上昇していると分析されています。

今回のアメリカの大統領選挙のニュースで、アメリカ社会も格差が拡大し続け、頑張ればアメリカンドリームが実現できるというかつての夢が、夢に過ぎない、と気づいた多くの人たちの現実へのいらだちの強さを感じました。

日本はアメリカに劣らぬ格差社会。中流と言われた人たちを含め、将来への不安に押しつぶされそうになっているのに、なかなかその現実を直視できないでいる人が多いと感じます。

テレビで井手教授のコメントを聞いて、著書を探し『分断社会を終わらせる』『18歳からの格差論』『日本財政 転換の指針』などを読みました。

2016年11月12日、湘南国際村で開催された21世紀かながわ円卓会議で、井手教授の講演と参加者との意見交換に参加しました。

井手教授の主張であるその「分断社会からall for allの社会へ」の提案に、分断社会日本を変える一つの可能性を感じました。

現役世代に勤勉と節約を迫った「勤労国家」である日本、中間層の低所得層化、2人で働くようになったのに所得を2割落とした社会、働いても貯蓄できない家計、格差を認めない日本人など、データを添えながらの講演は、迫力と熱意に満ちていました。

新しい財政哲学への転換、all for allの社会はすべてを「結果」に変える、未来への海図を描こうという呼びかけは、経済学者のイメージを変えるものでした。お金で人間を区別する分断社会を終わらせようという呼びかけは、今、求められているものだと思います。

川崎市におけるヘイトスピーチ問題

川崎地方自治研究センター主任研究員／神奈川自治研センター理事 板橋 洋一

近年、特定の民族や人種を標的に差別的言動を繰り返す団体により、ヘイトスピーチデモが各地で頻繁に行われ、2016 年 5 月にこれを規制するための、通称「ヘイトスピーチ解消法」が成立した。県内では、在日コリアンが多く暮らす川崎市川崎区の桜本地区がデモの標的とされてきたことから、市民がこれに対抗すべく 1 月にネットワーク組織を結成し、独自施策を盛り込んだ条例制定をめざす取り組みも活発にすすめている。本号では、そうした川崎市内の動向に精通している川崎自治研センター主任研究員で、当センター理事でもある板橋洋一氏にご寄稿をいただいた。

1. ヘイトスピーチデモのこと

（1）ヘイトスピーチへの怒りー1 月 31 日、6 月 5 日のこと

2016 年 1 月 31 日のヘイトスピーチデモを目の当たりにして、還暦も過ぎた私だが年甲斐もなく、車道で騒音をまき散らして歩くデモ隊に向かって怒鳴り返していた。周りをみると、私より年上の人も同様に、歩道を走りながら怒号を上げている。市職労や自治労の先輩も数多くいる。手慣れたカウンターの若者たちはもっと強烈な言葉を浴びせ、デモ隊とやり合っている。「ゴキブリ殺せ」、「朝鮮人はうじ虫、ダニ」だのと卑劣な言葉を発する数十人のヘイトデモ隊はこともあろうに大勢の警察官に守られながら、街全体をそしてカウンター側の個々人を挑発してくる。

デジャビュ。いやそれは全く逆だ。かつてのデモは警察と対峙しながら、時には整然とある時はぶつかり合って、周囲にアピールしたものだ。

ヘイトデモ隊、警察、カウンターの三者が

騒然とする中、無届を理由にカウンター側が警察に抑えられ、捨て身のシットインまで排除しようとする。

40 年以上、さまざまな圧力や壁を前に、忍耐強くこつこつと築き上げてきた多文化共生のまち桜本が襲われようとしていた。

だが、「ヘイトスピーチ解消法」（以下、「法」）成立後の 6 月 5 日の中原・平和公園前はその景色が変わった。警察官は圧倒的なカウンターの真摯さに後押しされるように、わずか十数人のヘイトデモ隊に向かい、中止するように説得をはじめた。

ヘイトスピーチデモの様子を書くとアドレナリンが上がって筆が止まらない。ここは詳細を神奈川新聞社編の『ヘイトデモをとめた街』という本に譲ることにしたい。

（2）参議院法務委員会で

もう一つ、事例を上げたい。3 月 22 日参議院法務委員会で参考人の意見陳述があった。大学教授 2 人と米国の弁護士、そしてヘイト被害を訴えている桜本に住む崔江似子さん

の4人が証言した。

論点は「表現の自由」。しかし、これまで議論しつくされた感のある「ヘイトスピーチ規制と表現の自由」の優位性の議論は、どんな理屈より被害を受けた当事者としての発言に勝るものはなかった。

その9日後、参議院法務委員会の国会議員が桜本を視察した。そして、4月8日自民・公明の与党も法案を提出し、修正・附帯事項を加えながら、「ヘイトスピーチ解消法」が5月24日に成立した。

（3）当事者感

小論の冒頭になぜ2つの事例を挙げたのかである。

ヘイトスピーチを巡る議論は、やる方もやる方だがカウンターもひどい、表現の自由は民主主義の根幹であるがゆえに安易に規制をかけられない、常につきまとう対立論である。

しかし、2つの事例は、俗っぽく言えば、見てもいないのにそんなことが言えるのか。打撃を受けている者にそんな理屈が通用するのか、ということに尽きる。

つまり、当事者としてヘイトスピーチに向き合うのか、被害を受けた当事者に寄り添えるかという、当事者感があるか・ないか、なのである。

古参の活動家は若者と共に実践の場で反応した。国会議員は政治家として風を読んだ。当事者感を持ったのである。

ヘイトスピーチについては、参考文献の他にもさまざまな著書や論文、記事が書かれている。ヘイトスピーチ一般に関心のある方は、是非それらを読んでいただきたい。

本稿の目的は、ヘイトスピーチを巡る当事者と川崎市政の対応を見ながら、その問題点を明らかにすることであり、またそのことにより自治体行政に携わる者たちに奮起を期待することも目的としたい。

2. 川崎市の対応—ヘイトスピーチの定義、認定ができない

（1）「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」の結成

11月8日のヘイトスピーチデモは、2013年5月12日から行われた過去10回の川崎駅や市役所周辺で行われたものと明らかに違い、多文化共生のまち桜本を壊すことを目的に行われたものだった。

小雨の中、ヘイトデモ隊は、カウンターと急遽地元から参集した反対勢力に押され、デモコースを大師方面に変更されて事なきを得たが、あらためてヘイト攻撃に反撃する組織を結成しなければならないとの機運が生じた。

12月29日、大晦日を前にしてこれまで桜本の多文化共生のまちづくりに関わり、ヘイトスピーチデモに怒りを感じた者が集まり、反ヘイトの運動組織を結成することを確認した。そして、広く支援の輪を広げていくために、ネットワーク組織にすることとした。関係各方面に手分けして支持をもらい、1月18日に「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」結成記者会見を行い、1月23日に結成集会を行った。賛同団体は、政党、労働組合、市民グループや地元商店街など100団体を超え、300名以上の市民が集まり、会場が熱気で溢れかえった。

当初、この集会では、

- i ヘイトスピーチの実態調査を行うこと
- ii ヘイトスピーチをなくす計画を立てること
- iii ヘイトスピーチの撲滅宣言を出すこと

の3点を川崎市に求める署名活動を提起することを目的としていた。しかし、1週間後の31日に再度桜本を襲うヘイトデモが予定されていることが判明し、急遽、当日の行動提起も行うことになった。

その後、署名活動を通じて賛同団体は160

を超えるが、民主党（現在は民進党）、共産党、社民党の野党に加えて、公明党も賛意を示し、自民党は正式には加わらなかったが、保守系の重鎮である元国会議員も加わるなど、さながら民主戦線のひな型になりそうな組織となっていく。

なお、この論稿の趣旨には外れるが、選挙共闘において、野合との批判に対して政策協定を先決することによってその批判をかわそうとしている状況に、この問題が、闘争課題を明確にし、それが正しければ共闘関係が結ばれるという運動論の大切さを示す事例となる点にも言及しておきたい。

（２）川崎市の及び腰と迷走

1月31日のヘイトデモを振り返りにしたことを経て、2月4日に市民ネットワークが市役所にヘイトデモの対策を講じるよう市民局人権・男女共同参画室を訪ねた。そこで、ヘイトスピーチに対する川崎市の及び腰が明らかになっていく。これまでの市議会でのヘイトスピーチ対策についての答弁と同様に、担当者から「規制する法律がないので、何がヘイトスピーチなのか判断が定まらない」、「デモがあるのは確認しているが、沿道からの抗議の声で騒然としていて聞き取れないのでヘイトデモかは判断できない」、「違法ではないので対応が難しい」、「法の制定を国に要望する」という回答が繰り返された。

それが、1月31日のデモに市管理職員が職務として様子を見に来た結果の物言いであったことに驚きを感じた。

当日のデモをまざまざと見た当事者だけでなく、マスコミを始め、有識者、政治家等々が、ヘイトスピーチデモであることを疑わずに論じているにもかかわらず、その事実すら認めない川崎市の姿勢に対し、批難の声が上がった。

だがこの姿勢は、その後の議会答弁、市長

への手紙などの市政広聴への回答、市民ネットワークが3月に3万筆を超える（最終的には3万5千を超えた）署名を添えて要求書を提出した際の市長以外の事務方の回答やその後の再三にわたる申し入れ、また、市職労などの申し入れに対しても、法が成立するまで一貫して変わらなかった。

さらに法成立後においても、法を補完するための条例制定に比重を移した市民ネットワークの要求や具体的な施策・事業を求めた当事者の要請に対しても同様に、本稿を書いている現在も、市は、9月に川崎市人権施策推進協議会に諮問した結果の答申（12月27日予定）を受けるまで条例づくりや公的施設の使用にかかわるガイドラインの制定などの議論をしない、という態度に変わりはない。

その間、5月には法が成立し、勇気を出して当事者として被害を受けたことの救済を求める訴えに対し裁判所が下した桜本地域へのヘイトデモの禁止の仮処分、3月20日の川崎駅前ヘイト集会での暴行事件による逮捕、法務省のSNS(ツイッターなど)上での個人攻撃の削除勧告とその実施など、ヘイトスピーチを規制していく司法判断や国の行政処分が積み重ねられているにも関わらず、市の対応は遅々として進まないままである。唯一、6月5日にヘイトグループが申請した富士見公園の使用について不許可処分をだしたが、これについても市民ネットワークの要求に加えて、市議会の決議、民団と保守系政治家からの要請などが圧力となったからでもある。

かつて、70年代後半の指紋押捺闘争の際「法も制度も人間愛を超えるものではない」と押捺拒否者の不告発を宣言した伊藤三郎市政。

市職員採用の国籍条項を政令市で初めて撤廃し、外国人市民代表者会議を条例設置し、外国籍市民にも地方自治への参画を制度化した高橋清市政。

在日コリアン当事者の訴えに応じ、さまざまな国籍差別条項を廃し市民サービスを公平に提供し、地域交流施設ふれあい館を地元との粘り強い話し合いを経ながらも建設するなど、全国を先導した「人権先進自治体・川崎」の面影はもはやない。

（３）貧困と格差社会の中で

新自由主義、グローバル経済化と市場中心の先進国共通の政策により、世界中に貧困と格差が拡大してきている。イギリスの EU 離脱やアメリカのトランプ次期大統領の選出により、経済的にも国家・ブロック保護主義への回帰が見られるとともに、政治・世相的にも移民流入やテロの頻発に対し、右傾化・民族排外主義が力を持ってきた。その結果、ヨーロッパではナチズムへの憧憬すら伺えるヘイトスピーチが横行し、アメリカでは異民族排斥やヘイトクライム、一連のテロに対するイスラムへの攻撃が頻発している。日本においても、安倍第二次政権以来、右派系宗教・文化団体を中心とする日本会議が自民党だけでなく民進党議員なども巻き込み巨大な力を占めるようになってきた。

ヘイトスピーチの続発もこの流れの中で起きている現象といえよう。ヘイトスピーチやヘイトクライムが容易に許される社会になってきているのである。

この世相にあっては、表現の自由に関する議論は、思想の自由市場論（注 1）に委ねられることになるが、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムによって被害をこうむる当事者にとっては、自己の尊厳が冒瀆される、人権侵害の何ものでもない。この当事者性を政治・行政がくみ取れるかがカギとなる。

川崎市の人権施策の後退は、この当事者性が希薄になってきていることから生じるといってよい。

（４）ヘイトスピーチに対する立ち位置—中立はありえない

行政は「中立・公正」を旨とすることに異論はない。それは、行政は「中立・公正」を実現することを課せられているからでもある。

では、ヘイトスピーチの現場では、「中立・公正」が存在するのであるのか。

ヘイトスピーチは、マジョリティ側に位置する人間がマイノリティ側に位置する人間を差別し、侮辱し、脅迫し、恐怖に陥れる行為である。しかも、歴史的事実や真実を曲げて言い建てるのであるならば、中立・公正を実現するのは、打撃や被害を受けている側に寄り添い、理不尽な物言いをする側にそれは間違いであることを悟らせること以外にない。

ヘイト攻撃に関しての行政の「中立・公正」は、マイノリティ側に立つことなのである。そして、ヘイト行為をやめさせることはきわめて自然な行政行為なのである。

（５）川崎市の虚偽—ヘイトスピーチの定義、ヘイトデモの認定に関して

あてはまる法律がなく、何がヘイトスピーチにあたるのか、川崎で行われているのがヘイトスピーチにあたるのか、この二つが不明確であるから、市民ネットワークの要請に応えられないという川崎市の対応には、二つのウソがある。

一つは、法律がなくとも、既に日本は 1965 年に国連総会で採択された人種差別撤廃条約に 1995 年に加盟している。条約には明確に人種差別の定義などが示され、2013 年には人種差別撤廃委員会の「人種主義的ヘイトスピーチと闘う」勧告も出されている。本来、条約に加盟すれば、その内容に伴う法整備が行わなければならないが、それを国が怠ってきたことに問題があるのであって、条約上の義務を守る必要があるのは地方自治体も同様である。つまり、国が法律を制定して

いないから、ヘイトスピーチの定義が分からないということはいえないのである。

もう一つ、川崎市は 2000 年に人権施策推進指針を、それに基づき 2007 年に人権施策推進基本計画を策定した。そして、2015 年 3 月には、計画を改訂して「人権かわさきイニシアチブ」という立派な計画を策定した。その 7 ページに今後の課題として、「ヘイトスピーチなどの外国人排斥」を挙げ、脚注でヘイトスピーチの定義を説明までしているのである。

つまり、市民ネットワークの問題提起より先に、ヘイトスピーチについて、川崎市は課題として認識していたということである。

にも関わらず、担当の局長・部長級のヘイトを認識できないという発言は、行政計画、公文書に記載されたものに反するものであり、またなんら対策を取らないのは不作為・怠慢であることを指摘せざるを得ない。

次に、川崎でヘイトスピーチが行われているかははっきりできないとしているが、1 月 31 日当日、担当の職員が遠巻きにして（サングラスや帽子着用はいかななものかと思うが）見にきていた。ヘイトデモが出発する前に富士見公園で行われた集会では明らかに拡声器を使ってヘイトスピーチを行っていたのは明白であるし、ましてヘイト側参加者は各地でヘイトスピーチを行ってきている人物なのは周知の事実であった。そして、プラカードに書かれている言葉を見れば、ヘイトデモかどうか分からないという認識はどこからくるのか、むしろ理解に苦しむものである。

そして、3 月 20 日の川崎駅前での暴行事件は、極東アジアの政治状況に対する情宣活動といったふれこみの中で、マイクを受け継いだ者が、「これからヘイトスピーチを行います。」と車上で演説したからこそ起きた事件であり、川崎市がもっと早く対策を取っていれば起きなかった事件かもしれないのであ

る。

（6）6 月 5 日の判断は

以上の 2 つのウソを隠れ蓑に、川崎市は、自治体としての主体的な判断をせずに、「ヘイトスピーチは憎むべき存在であり、国にその法の制定や対応を要請している」との一般的な姿勢から一步も出なかった。

その後、法が制定されると市は、6 月 3 日の施行日前に、6 月 5 日のデモ出発前の富士見公園使用は不許可とする判断を行った。

富士見公園を避け、中原区の平和公園前から出発するデモ申請に対し、神奈川県警は公安委員会で慎重な議論を重ねたそうだが、認めざるを得ず、冒頭に記述した対応になった。たまたま 5 日の平和公園は既に他団体が使用予定だったので、市には使用申請すら出されなかったが、川崎区以外の公園で出発前集会の使用申請があった場合に、はたして川崎市が不許可としたかどうかは不明である。

3. 条例制定の要求―法を補完し、市の対応策の根拠として

市民ネットの再三にわたる申し入れや交渉にも具体的な対応策を渋ってきた川崎市に対して、市民ネットは法成立後、条例を制定することを要求に加えた。その理由は、三つである。

①法を補完するものとして

法は、初めての反人種差別法として制定されたが、理念法としての色彩が強く、いくつかの課題を残している。

一つは、2 条で不当な差別的言動の対象となる本邦外出身者を「適法に居住するもの」としていることである。適法に居住するものと限定していることで、これまで在留資格のない不法滞在者についても、人道的な立場から福祉・医療サービスを提供してきた自治体

の対応に影響しないかが懸念される。附帯決議や決議の中で、難民申請者やオーバーステイを例示しながら、ヘイトの対象にすることは確認されているが、法に明記されていないことは不安材料である。

二つは、具体的な罰則規定がないことである。ヘイトスピーチにより被害を被った個人や団体は、民事上の損害賠償を受けることができ、実際に判決の中で勝ちとってきているが、当事者からの訴えがあることが前提になる。訴えることによって個人や団体が特定されることへの不安、その後のいやがらせなどの二次被害など、被害者側のリスクが高い。

刑事罰については、表現の自由に委縮効果をもたらすという意見があり、盛り込まれなかったが、条例で刑事罰としての科料もしくは行政罰としての過料を盛り込むのかが問われている。

三つは、具体的な対応策を地方自治体に委ねたことである。

第 2 章に相談体制の整備、教育の充実、啓発活動が基本的施策としてあげられているが、第 1 章総則第 4 条に、国と地方公共団体の責務があり、国は地方自治体の取組みを支援するという内容になっている。

この他にも、インターネット対策など法自体の課題がいくつか挙げられている。

まずこの法の課題を解決し、補完するものとして、条例の制定が求められている。

自治法第 14 条第 1 項は、「法令に違反しない限り」において条例を制定できるとしているが、ヘイト解消法の参議院附帯決議に、「不当な差別的言動」が「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様にその解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」とされていることから、自治体独自の取組については国も後押しをしているとみてよいだろう。

②対応策等の根拠として

自治法第 14 条第 2 項は、「地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」としている。

6 月 5 日の公園使用の不許可の判断は、議会の後押しがあったものの、公的施設の使用制限をすることの根拠は、川崎市都市公園条例第 5 条「市長は、都市公園の管理のため必要があると認めるときは、都市公園の一部又は全部の利用を禁止し、又は制限することができる」の規定により判断したものであり、ヘイトスピーチが例示規定されているわけではない。また市民館などの会議室使用規定も同様のものであり、事前申請時に規制をかけるには、根拠が不十分なものがある。この公的施設使用の事前規制については、人権推進協議会の多文化共生社会推進指針に関する部会でも、条例制定前に早急にガイドラインで示すべきと議論されている。

また、ヘイトスピーチは許さないとの広報啓発活動や、市民ネットワークが要求する実態調査、事業計画についても、一過性ではなく、恒常的に取り組むべきものである。ヘイトスピーチが根絶されるまでの長い継続的な公金支出が予想されることから、その根拠としても求められている。

いずれにしても、ヘイトスピーチを正当化しようとする側への対抗手段として、条例制定が必要とされる。

③市の姿勢を明らかにするものとして

法はヘイトスピーチの対象者を外国人に限定したが、さらに人種差別の対象に広げていく必要がある。

また、差別の対象については、マイノリティの立場にあるもの、被差別部落、ハンセン病、エイズなどの偏見に基づくものや、複合的に差別されるものも含まれるべきであり、LGBTなどの新たな課題も生まれている。

「かわさき人権イニシアチブ」にも記され

ているあらゆる差別に対する川崎市の姿勢を明らかにすることが必要である。

市民、市議会、行政が一体となって、川崎市は差別を許さないことを条例によって明らかにすべき時である。

4. 市民ネットワークによる条例づくりー国籍の壁が立ちほだかる

条例制定にあたっては、既に大阪市では法制定前の 2016 年 1 月に「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が制定されており、第三者機関での審議、公表による制裁などが表記されている。

また、京都では学者グループが中心となって京都府・京都市に向けた条例案を示し、弁護士グループなどもモデル案の作成を進めている。自治労も自治研中央推進委員会からモデル案が示されているなど、各方面から条例制定の運動が取り組まれている。

そのような中で、市民ネットワークは広く市民にヘイトスピーチに関心をもってもらよう市民立法による川崎市人種差別撤廃条例案づくりに取り組むこととし、事務局会議や集会に合わせ、議論が積み上げられている。

議論途上であるが、その論点は次のとおりである。

①どのような条例を作るのか

まずどのようなレベルの条例にするかについて議論し、次の 4 つを上げた。

- i ヘイトスピーチ解消法に基づいた施策・事業の推進をはかるもの
- ii 法の不備を補完するもの
- iii 人種差別解消をめざすもの
- iv あらゆるマイノリティ差別の解消をめざすもの

この 4 つについては、iii のあらゆる人種差別の解消をめざすものとした。

②条例に書き込むものは

師岡康子弁護士が人権施策推進協議会の参考人としてあげている案を基に、川崎市の独自施策（※印）を加える。

【行政側体制整備】

- ・担当部署の設置
- ・首長、議員、公務員の人種差別行為の禁止
- ・行政内部のレイシャルハラスメント禁止
- ・被害者の意見聴取の制度的保障
- ・人種差別に対する相談、救済制度の整備

※人権オンブズパーソンの所掌に外国人市民を加える

- ・調査・政策提言、救済機能を持つ第三者機関の設置

※人権施策推進協議会の多文化共生社会推進部会の改組

※外国人市民代表者会議の機能に加える

- ・行政が人種差別に関与、擁護、支持しない体制

- ・公共施設の利用制限

※先行してガイドラインの制定

【施策】

- ・定期的な実態調査
- ・基本方針の策定

※多文化共生社会推進指針、外国人教育基本方針

- ・差別禁止事項
- ・差別禁止事項に違反した場合の制裁

※大阪市の公表に加えて過料の可能性

- ・インターネット対策

※他都市の事例を参考

- ・被害者への心身のケア
- ・学校教育・社会教育における人種差別撤廃教育

※子どもの権利条例

- ・マイノリティのアイデンティティ尊重施策
- ・多民族、多人種・多文化交流の促進・支援

これらの事項について、条例の文章に載せるもの、計画や事業にするものなどの検討作業を行っている。

③直接請求の壁—有権者という名の国籍条項

市民ネットワークは市民立法として取り組むとしたが、そこに大きな壁があることが分かった。

条例案を議会に上程する権限は、自治法で市長（第 149 条）、議会（第 112 条）にあるとされているが、市民立法としては、市長に条例制定を直接請求できる（第 74 条）とされている。そして、請求者（代表者）は案文を添えて「選挙権を有する者の 50 分の 1 の連署をもって請求できるもの」とされている。

川崎市の現在の有権者総数は、現在 121 万余人であるので、50 分の 1 は 2 万 4 千人程度である。

しかしながら、有権者には外国人市民は含まれない。地方参政権の国籍差別が直接請求にも厳然として存在するのである。人種差別の撤廃を求める条例の直接請求に外国人市民が権利行使できない矛盾にあらためて壁を思い知らされたのである。

5. 現行でもやれることをやらない川崎市—当事者に寄り添う人権施策を

12 月下旬の人権施策推進協議会からの答申を受け、条例制定の是非、内容、手法などあらためて議論されることになるが、条例制定への道のりは遠い。

今行われているヘイトスピーチへの対策を求めている市民ネットワークにとっては、焦燥感を否めない。

この間市民ネットワークは、何回かの行政交渉を重ねてきたが、3 点の要求項目への対応は着手すらしていない。また、当事者の相談・救済体制の整備なども具体的な動きはない。啓発活動はとりあえず進められているという状況である。

その中で、現行制度の中でもできるであろうことを、速やかに実施していくことを求めた。

ヘイトスピーチ反対の意思表示と広報・啓発、公的施設の使用への制限と申し込み方法の改善、デモコースの変更、過剰警護への警察への要請、被害者特に未成年者への寄り添い、インターネット上のヘイト攻撃への対応等々。

しかしながら、川崎市は話し合いを長引かせているだけで、啓発・広報活動は行ったものの、具体的な対策を打ち出さない。大した予算変更を伴うものでもなく、行政努力で速やかに行えると思えるものについても、遅々として取り組もうとはしなかった。

その内、法の制定、被害者当事者からの訴えによるヘイトデモの在日コリアン集住地域周辺でのデモを禁止する仮処分の決定、国家公安委員会の謝罪、最近ではインターネット上のヘイト攻撃の削除勧告と事業者の実施など、市民ネットワークの要求が川崎市以外の判断で実現されている。しかしながら、桜本地域、被害者個人への攻撃はまだやまず、学校教育での啓発もやっと始まったばかりである。

なぜ、川崎市はすぐにできるものでも取り掛かろうとしないのであろうか。ヘイト解消法ができ、国からの地方自治体の施策・事業支援も期待されているにも関わらずである。

かつてのように、国からの制裁も辞さず、外国人市民の人権施策を展開した当時に戻れというには、市長をはじめとした幹部職員への期待は薄い、なぜやれる範囲でやろうとしないのか疑問である。

その原因の一つに、当事者感が希薄になっていることは既に述べた。ヘイトスピーチ被害を受けた当事者＝市民に寄り添えないのはなぜなのであろうか。

最後に、いささか強引であるが、このこと

から今の地方自治体行政の病を指摘したい。

①地方分権の弱体化

90年代の地方分権改革の熱気はどこにいったのだろうか。この思いをもっているものは私ばかりではないと思う。その議論は別の稿に譲るが、ヘイト解消法が参議院附帯決議も含めて地方自治体の主体的な取組を求めているにも関わらず、川崎市は積極的に動こうとしない。

かつて、地方の時代が叫ばれていた時代、市民本位の市政を掲げ、条例の上乗せ・横出し、要綱の作成など、国に先駆け、基準を厳しくして公害や乱開発に規制をかけた時代を知っているものにとっては、自治体に地方分権改革への志が不足しているに見えるのである。

②アウトソーシングの進行

行財政改革の結果、とりわけ現場サイドのアウトソーシングが進んだ。委託事業が増え、さらに指定管理者制度が導入されることにより、行政職員の現場感覚が薄れ、技術的劣化が目立ってきたといわれている。地方自治体の業務が、直接市民や利害関係者と接触することが減り、書類上での処理が増えていくことが、職員の当事者感覚を育てていくことを妨げているといえる。

③目標管理の硬直化と評価制度のマイナススパイラル

PDC Aサイクルによる目標管理、目標達成による人事評価が地方自治体のトレンドになっている。年度当初にトップダウンで降ろされていく目標設定管理は、トップの問題意識に左右され、年度途中の変化への対応が難しく、目標以外の業務は必要ない、目標達成のために目標を下げるという弊害が生まれ、市民から面白い行政職員が少なくなったという評判も多く聞かれる。人権問題は、まさにマイノリティが対象であるゆえに、メインストリームになじみにくい課題であるので、人

気のある職場になっていない。

地方自治体全般にかかわるこれらの課題が、特に川崎市は人権先進自治体と呼ばれていたがゆえに、余計に市民の期待感とのギャップを生んでいるのではないと思われる。

過去の人権施策の積み上げによって策定された「人権かわさきイニシアチブ」を読みると、ヘイトスピーチやLGBT、子どもの貧困など新たな人権課題として認識しつつも、その対応施策や事業、あるいは取り組む体制に充実感を感じられない。報告書や計画書としての体裁は立派であるが、その実態については既に述べてきた通りである。

条例についてもそうならないことを願うばかりである。条例が自己目的化することを避け、常に人権に関する運動、そしてそれを市民感覚で受け止められる行政の在り方を問い続けていくことが、人権施策の進展につながることをあらためて確認して、この稿を閉じたい。

(注1) 国民が自由に発言・表現できる場所(フィールド)を国家は侵害してはいけないとし、思想の自由市場で自由に議論することにより、自己実現の価値、自己統治の価値を手にすることが可能となるという考え方。

【参考文献】

『ヘイトデモをとめた街 川崎・桜本の人びと 差別は人を殺す』神奈川新聞「時代の正体」取材班編 現代思潮新社

『Q & Aヘイトスピーチ解消法』師岡康子監修／外国人権法連絡会編著 現代人文社刊

『自治体から発信する人権施策～ヘイトスピーチを含むすべての人種差別の撤廃に向けて～』自治労自治研中央推進委員会編

『ヘイトスピーチの法的研究』金尚均編 法律文化社

東京圏の人口動向と「総合戦略」

—「地方創生」はどこへ向かうのか—

神奈川自治研センター主任研究員 勝島 行正

はじめに

2015 年の国勢調査の結果（確定値）によれば、日本の人口は、1920（大正 9）年の第 1 回国勢調査以来はじめて減少に転じた。

2014 年 5 月 8 日に、日本創成会議が、「2010 年から 2040 年までの間に『消滅』可能性のある自治体が 896 自治体」とありと発表した。神奈川県内でも 9 市町村が挙げられた。いわゆる「自治体消滅ショック」である。

国は、こうした動きを受ける形で、「地方創生」を打ち出し、「まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」）」を 2014 年 11 月 21 日に成立させた。「創生法」の目的は、1. 「人口減少に歯止めをかける」2. 「東京圏一極集中を是正する」である。また、国・自治体は、「創生法」に基づき「人口ビジョンⁱ」と「総合戦略」をつくることとされ、国は、2014 年 12 月 27 日に閣議決定した。自治体は、2016 年 3 月までに 4 市区を除いて策定を終え、現在、「地方創生」は、実行段階にある。

その後、国は 2016 年 6 月の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（以下「基本方針 2016」）」の中で「過度な東京一極集中や人口減少の進行など、現状は厳しい」また「取組状況にバラツキがみられる」との認

識を示している。

そこで、本稿では東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口の現状と「将来予測」を確認し、東京圏および神奈川県市町村の「総合戦略」について検討するとともに、国の「地方創生」の現状と課題について考えてみたい。

I 東京圏の人口動向

1. 東京圏の人口

東京圏の 2015 年国勢調査人口は、東京都 1,351 万 5,271 人、神奈川県 912 万 6,214 人、埼玉県 726 万 6,534 人、千葉県 622 万 2,666 人で、都道府県別の順位は、それぞれ 1 位、2 位、5 位、6 位となっている。

東京圏の 1 都 3 県は、いずれも 2010 年に比して人口は増加しており、東京都 35 万 5,854 人（2010 年 58 万 2,787 人）、神奈川県 7 万 7,912 人（同 25 万 6,734 人）、埼玉県 7 万 1,978 人（同 14 万 313 人）、千葉県 6,377 人（同 15 万 9,827 人）である。東京都の増加数は、全国 1 位で際立っているが、東京圏のいずれも 2010 年の増加数を大きく下回っている。

2. 東京都の人口

東京都は、区部（特別区）が 23 区、市部が 26 市、郡部 4（3 町 1 村）、島しょ部 9（2 町 7 村）の 62 自治体（23 区、26 市、5 町、8 村）で構成されている。以下、国勢調査の結果をもとに東京都・区部・市部の人口動向をみる。

（1）東京都の人口推移

①人口推移（1945～2015 年）

2015 年の東京都の人口は、1,315 万 5,271 人で 1945 年の人口 348 万 8,284 人と比較すると 3.8 倍になっている。

1945 年の人口は、太平洋戦争前の 1940 年の人口 677 万 8,804 人を大きく下回っているが、1950 年には 627 万 7,500 人となり、ほぼ戦前水準に戻した。1955 年には 800 万人超と戦前の人口を大きく上回った。以降、1960 年 900 万人超、1965 年 1,000 万人超、1970 年 1,100 万人超となる。その後、1970 年～1975 年に 5 万 5,273 人、1990 年～1995 年には 8 万 1,958 人減少するなど停滞するが、1995 年以降は再び増加に転じ、2000 年に 1,200 万人超、2010 年に 1,300 万人超となっている。2005～2015 年の増加数は、93 万人余となっている。

②人口増減率の推移

5 年ごとの増減率をみると 1945～1950 年 80.0%と驚異的に伸びるが、～1955 年 28.0%、～1960 年 20.5%と高い伸びを続け、その後～1980 年と～1995 年のマイナスをはさんでほぼ横ばいであったのが、1995 年以降は、～2000 年 2.5%、～2005 年 4.2%、～2010 年 4.6%、～2015 年 2.7%とゆるやかに増加の傾向にある。

（2）東京都区部の人口の推移

①人口の推移

2015 年の区部の人口は、927 万 2,740 人で、1945 年の 277 万 7,010 人に比して 3.3

倍となっている。

1945 年からの区部人口の推移をみると、1945 年から増加を続け 1965 年 889 万 3,094 人となるが、1970 年に 884 万 942 人（－5 万 2,152 人）と減少に転じ、以降 1995 年の 796 万 7,614 人まで 30 年間減少傾向にあった（1985 年は横ばい）。この間の減少数の合計は 92 万 5,480 人となっている。

2000 年には、813 万 4,688 人と増加に転じ、以後 2015 年まで増加を続け 2015 年には 927 万 2,740 人と 1945 年以降初めて 900 万人台を超えた。1995 年～2015 年の 20 年間で増加数は 130 万 4,951 人で、1965～1995 年までの 30 年間の減少数を超え、東京都区部への人口回帰が鮮明になっている。

②人口増減率の推移

5 年ごとの増減率をみると、1945～1950 年 93.9%、～1955 年 29.4%、～1960 年 19.2%、～1965 年 7.0%、～1970 年－0.6%、～1975 年－2.2%、～1980 年－3.4%、～1985 年 0.0%、～1990 年－2.3%、～1995 年－2.4%、～2000 年 2.1%、～2005 年 4.4%、～2010 年 5.4%、～2015 年 3.7%となっている。2015 年の増加率 3.7%は、都全体の増加率 2.7%を上回っている。

23 区ごとに増減状況をみると、1945～1955 年までは、全ての区で人口が増加していたが、1955～1960 年は減少した区が 2 区、1960～1965 年 8 区、～1970 年 16 区、～1975 年 17 区、～1980 年 19 区、～1985 年 15 区、～1990 年 18 区、～1995 年 21 区、～2000 年 4 区、2005～2010 年はすべての区で増加し、～2015 年 1 区の減少となっている。

（3）東京都市部の人口の推移

①人口の推移

2015 年の市部の人口は、415 万 7,706 人

で、1945年の64万1,890人に比して6.5倍となっている。

1945年以降の人口の推移をみると、1945年64万1,890人で以降増加を続け、1960年に100万人を超え、1970年200万人超、1980年300万人超、2010年に400万人を超え、増加を続けている。

②人口増減率の推移

5年ごとの増減率をみると、1945～1950年26.3%、～1955年21.8%、～1960年31.1%、～1965年46.5%、～1970年31.2%と高い伸び率を示している。～1975年は18.3%の後、～1980年に8.0%と一けた台となり、以降はゆるやかに低下傾向になっている。～2015年は0.7%と横ばいとなっている。

26市部ごとに人口の増減状況をみると、人口が減少した市は、1950～1955年1市、1975～1980年に6市、～1985年0、～1990年1市、～1995年3市、～2000年4市、～2005年1市、～2010年2市、～2015年9市となっている。2015年の9市はこれまでの最高となった。

3. 神奈川県の人ロ

神奈川県は、政令市3、市16、町村14の33自治体で構成されている。以下、国勢調査結果をもとに神奈川県の人口動向をみる。

(1)人口の推移

2015年の人口は912万6,214人で、1945年の186万5,667人に比して約4.9倍となっている。

1945年以降の推移をみると1950年に200万人超となり、1960年300万人超、1965年400万人超、1970年500万人超、1975年600万人超、1985年700万人超、1995年800万人超、2010年には900万人

超となっている。この間、約5～10年で100万人を超えて増加してきたが、2010年～2015年の増加数は、7万人余と1945年以降最も少ない。

(2)人口増減率

5年ごとの増減率をみると1945～50年33.3%、～1955年17.4%、～1960年17.9%、～1965年28.7%、～1970年23.5%、～1975年16.9%と大幅な伸びとなるが、～1980年8.2%と一けた台に転じ、以後～1985年7.3%、～1990年7.4%、～1995年3.3%、～2000年3.0%、～2005年3.6%、～2010年2.9%、～2015年0.9%と低下傾向となっている。

4. 埼玉県の人ロ

埼玉県は、政令市1、市39、町村23の62自治体で構成されている。以下、国勢調査結果をもとに埼玉県の人口動向をみる。

(1)人口の推移

2015年の人口は726万1,271人で、1945年の204万7,261人に比して約3.6倍となっている。

1945年以降の人口の推移をみると、1945年から1960年までは、200万人台、1965年に300万人超、1975年400万人超、1980年500万人超、1990年に600万人超と、この間約5～10年で100万人を超えて増加してきたが、700万人超になるのは2005年で約15年かかった。以後2015年現在増加を続けているが、増加数は低下している。

(2)人口増減率

5年ごとの増減率をみると1945～50年4.8%、～1955年5.4%、～1960年7.4%と

一けた台の伸びであったが、～1965 年 24.0%、～1970 年には 28.7%、～1975 年 24.7%と 1960 年～1975 年は 20%台の高い増加率であった。～1980 年には 12.4%と 10%台になり、～1985 年 8.2%と一けた台に転じ、～1990 年 9.2%、～1995 年 5.5%、～2000 年 2.6%、～2005 年 1.7%、～2010 年 2.0%、～2015 年 1.0%と低下傾向になっている。

5. 千葉県の人口

千葉県は、政令市 1、市 36、町村 17 の 54 自治体で構成されている。以下、国勢調査結果をもとに千葉県の人口動向をみる。

(1) 人口の推移

2015 年の人口は 622 万 4,027 人で、1945 年の 196 万 6,862 人に比して約 3.2 倍となっている。

1945 年以降の推移をみると 1950 年に 200 万人超となり、その後、1970 年 300 万人超、1975 年 400 万人超、1985 年 500 万人超とこの間約 5～10 年で 100 万人を超えて増加してきたが、600 万人超になるのは 2005 年で、約 20 年かかった。以後 2015 年現在増加を続けているが、増加数は低下している。

(2) 人口増減率

5 年ごとの増減率をみると 1945～50 年 8.8%、～1955 年 3.1%、～1960 年 4.6%、～1965 年に 17.2%、～1970 年 24.6%、～1975 年 23.2%、～1980 年には 14.1%と 10～20%台の高い増加率であったが、～1985 年には 8.7%と一けた台に転じ、～1990 年 7.9%、～1995 年 4.4%、～2000 年 2.2%、～2005 年 2.2%、～2010 年 2.6%、～2015 年 0.1%と増加率は低下傾向となっている。

II 東京圏の「人口ビジョン」

東京圏の「人口ビジョン」のうち、人口推計、高齢化率、自然増減、社会増減、人口展望について要約した。

1. 東京都の「人口ビジョン」

(1) 人口推計

2010 年の人口は、1,316 万人で、今後の推計としては、2020 年の 1,336 万人をピークに減少に転じ、2030 年 1,308 万人、2040 年 1,242 万人、2050 年 1,156 万人、2060 年には、1,036 万人となり、2010 年に比して 21.4%減少する。

(2) 高齢化率

人口の「高齢化率（65 歳以上）」は、2010 年 20.4%に対して 2060 年は、39.2%となる。

(3) 「自然増減」

「自然増減」は、2012 年に戦後はじめて自然減となり、この傾向は今後も続く。

(4) 「社会増減」

「社会増減」は、今後も増加が続くが、転入者数は減少する。

(5) 「人口の将来展望」

「人口の将来展望」については、「都内の若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、出生率は、1.76（希望出生率）程度の水準まで向上することが見込まれる。その結果、子供を望む人が更に増加すれば、更なる出生率の向上にもつながる。そこで、都民の希望出生率（1.76）を実現させることを将来展望とする」としている。

2. 神奈川県「人口ビジョン」

(1) 人口推計

2010 年の人口は 904 万人で、今後の推計としては、2018 年の 913 万人をピークに減少に転じ、2030 年 894 万人、2040 年 858 万人、2050 年 811 万人、2060 年には、759 万人となり、2010 年に比して 16.9%減少する。

(2) 高齢化率

人口の「高齢化率（65 歳以上）」は、2010 年 20.2%に対して 2060 年は、36.5%になる。

(3) 「自然増減」

「自然増減」は、2014 年に自然減となった。2030 年には死亡者数が 10 万人を超え、年間 5 万人程度の自然減と見込まれる。

(4) 「社会増減」

「社会増減」は、1995 年に「社会減」となるが、それ以外は増となっている。近年の社会増は、小さくなっている。今後も高度成長期の 10 万人規模の増は見込めない。

(5) 「人口の将来展望」

「人口の将来展望」は、2 つの課題と 3 つのビジョンを示し、ビジョンの実現した場合の人口や年齢構成についてシュミレーションし、「総合戦略」による取組の目安としている。

合計特殊出生率：2060 年 2.07

(2010 年 1.31、県民希望出生率 1.42)

人口：833 万人（人口推計 759 万人）

高齢化率：32.9%（人口推計 36.5%）

3. 埼玉県「人口ビジョン」

(1) 人口推計

2010 年の人口は 719 万人で、今後の推計としては、2015 年 721 万人をピークに減少に転じ、2030 年 680 万人、2040 年 631 万人となり、2060 年には、550 万人（※）となり、2010 年に比して 23.5%減少する。

（※試算 2：現在の合計特殊出生率＋社会増が続く場合）

(2) 高齢化率

人口の「高齢化率（65 歳以上）」は、2010 年 20.4%に対して 2040 年は、34.9%になる。

(3) 「自然増減」

1970 年代には 10 万人を超えたが、近年は 6 万人程度になり、死亡数は増加が続き、2012 年にははじめて出生数を上回り、自然減となった。

(4) 「社会増減」

1960 年代から 1970 年代前半にかけて、また、バブル景気期の 1980 年代後半に転入数が増加し、その後は転入数と転出数の差は小さくなったが、ほぼ一貫して転入超過となっている。

(5) 「人口の将来展望」

「人口の将来展望」については、試算が三つ示されている。このうち総合戦略の施策の展開などによって合計特殊出生率が達成された場合には、試算 3「社会移動は、現在の転入超過の状況が続くと仮定し、それに加えて合計特殊出生率がまず 2030 年に希望出生率 1.78 となり、さらに、2040 年に人口置換水準 2.07 に上昇すると仮定した場合、おおむね横ばいに推移し、2060 年でも 700 万人を

切る程度にとどまる。」としている。

参考：試算 1「人口流入が抑制され、転入超過がなくなり社会増が収束すると仮定し、合計特殊出生率が低い水準（1.26～1.29）のまま推移する場合、社人研推計を下回り、500 万人を切る」

試算 2「合計特殊出生率は、試算 2 と同様だが、社会増は転入超過が今後も続くと仮定する場合 550 万人台」

4. 千葉県の「人口ビジョン」

(1)人口推計

2010 年の人口は 621 万人で、今後の推計としては、2011 年に減少するが 2014 年に増加した。2030 年 582 万人、2040 年 537 万人、2050 年 488 万人、2060 年は 433 万人となり、2010 年に比して 30.3%減少する。

(2) 高齢化率

人口の「高齢化率（65 歳以上）」は、2010 年 26.8%に対して 2060 年は、39.5%になる。

(3) 「自然増減」

自然増は、1973 年をピークに縮小傾向にあり、2011 年には自然減となった。

(4) 「社会増減」

1969 年をピークに、増減を繰り返しながら縮小傾向にあり、2011 年に社会減となった。その後 2013 年に社会増となり、2014 年には拡大している。

(5) 「人口の将来展望」

「人口の将来展望」については、3つのパターンが示されている。

パターン 1：合計特殊出生率について、本県在住者の希望する子どもの数（2.2 人）が全

国（2.2 人）と同じであることから、国の長期ビジョンにおいて示された合計特殊出生率を共有し、2030 年に 1.8、2040 年に 2.07 まで上昇。→518 万人

パターン 2：パターン 1 に加え、2015 年以降、転出者のうち 23.7%の人が、5 年間で本県に戻ってくるものと仮定。→541 万人

パターン 3：パターン 1 に加え、2015 年以降、転出者のうち 53.1%の人が、5 年間で本県に戻ってくるものと仮定。→576 万人

Ⅲ 東京圏の人口ーまとめ

1. 東京圏の人口動向

(1)東京圏の人口推移・1945～2015 年

東京圏の 1945 年から 2015 年の人口推移について、大きく 3 期に区分することができる。

第 1 期は、1945 年から 1960 年代前半までの人口急増期である。戦地からの復員や、疎開地からの転入、さらには、第 1 次ベビーブーム（1947～1949 年）、そして 1950 年代中頃からの高度成長などにより、人口が急増した。特に東京都（主に区部）の人口の伸びは、他県を大きく上回っている。神奈川県は、東京都に少し遅れ、埼玉県と千葉県は神奈川県からやや遅れて急増する。

第 2 期は、1960 年代後半から 1990 年代前半までである。この期は、1970 年代前半まで高度成長が持続し、第 2 次ベビーブーム（1971～1974 年）があり、東京圏の中では、神奈川県、埼玉県、千葉県は引き続き人口が増加する。東京都は、1965～1970 年の人口増加率が一桁台になり、1975～1980 年にわずかながら人口が減少するなど、全体として人口の伸びは停滞する。東京都内の人口動向をみると区部と市部では、顕著な違いがある。区部は 1965 年の 889 万人をピークに

減少に転じ、1995 年の 796 万人を底に減少傾向が続いた。東京都市部は、増加を続けた。

神奈川県は、1975～1980 年に人口増加率が一桁台に下がり、以降低下傾向を続けている。埼玉県と千葉県は、少し遅れて 1980～1985 年に一桁台になり、以降低下傾向が続いている。

第 3 期は、1990 年後半～現在（2015）年までである。東京都市部の人口が 1995 年を底に 2000 年に再び増加傾向に転じ、2015 年には、過去最大の人口になる。東京都区部の人口は 1995 年を底に 2000 年から増加を続け、2015 年には 900 万人超となり、過去最大となる。東京都市部は、ゆるやかに増加傾向が続き 2010 年に 400 万人超となり、2015 年には過去最大の人口となるものの、増加率は 0.7%と横ばいとなっている。

東京都に隣接する 3 県は、ゆるやかに人口増を続け、それぞれ過去最大の人口となっているが、増加率は低下傾向を続け、2015 年は、神奈川県 0.9%、埼玉県 1.0%、千葉県、0.4%と横ばいになっている。また、それぞれの県内部では人口減少が進んでいる市町村もある。

（2）東京圏の自然増減・社会増減

東京圏の人口の自然増減、社会増減をみると、人口の高齢化による死亡者数の増加、出生数の伸び悩みなどからすでに自然減となっている。（東京都 2012 年、神奈川県 2014 年、埼玉県 2012 年、千葉県 2011 年）。

社会増減は、いずれも転入増であるが、年々増加数が小さくなっている。

（3）人口減少期を迎える

①人口推計は、いずれも減少を予測

「人口ビジョン」によれば、東京都は 2020 年から、神奈川県 2018 年、埼玉県と千葉県は 2015 年以降に人口減少に転ずると

推計されており、2060 年には、東京都 1036 万人（2010 年に比して減少率 21.4%）、神奈川県 759 万人（同 16.9%）、埼玉県 550 万人（同 23.5%）、千葉県 433 万人（同 30.3%）となるとされている。

②東京都は区部の動向がカギ

2010～2015 年は、東京都全体では、2.7%増だが、区部は 3.7%、市部は 0.7%となっている。市部については、2015 年には 26 市中 9 市が人口減少になっている。9 市の減少は、1945 年以降で最大であること、最も低い増加率であることなどから、今後市部全体として減少に転ずる可能性がある。

区部については、1965 年から 1995 年まで長い人口減少が続いたが、東京への集中的な投資が行われ、高層住宅や大規模オフィスの建設がなお進んでいる。この結果、東京都心部に若い世代や郊外からの移住者も増加している。2020 年のオリンピック・パラリンピックに向けて東京はなお変化している。こうしたことから区部の人口増はなお継続すると見込まれる。

東京都の今後の人口増減は、区部の人口動向による。

③神奈川県・埼玉県・千葉県の動向

神奈川県、埼玉県、千葉県の人口予測であるが、それぞれの県内を人口増エリアと人口減エリアを分けると、人口増エリアは、政令市、東京都区部に隣接する、あるいは、近郊で宅地開発がなされ、東京都市へのアクセスのよいところであるⁱⁱ。人口減エリアは、東京都区部から遠く、それぞれの県の「郊外」に位置するところである。とりわけ、山間地は人口減少が進んでいる。また、政令市でも、政令市の中心あるいは東京都区部から遠いエリアは、人口減少が始まっている。

こうしたことから、各県ともに総体での人口減少は必至だが、内部にはなお人口増のエリアがあると思われる。また、県は人口の増

減により自治体にどのような影響が出るかについて見極め、自治体ごと、エリアごとの対策について当該自治体との連携が求められる。

(4) 急速に超高齢社会へと進む

人口減少と同時に進行しているのが、人口の少子・高齢化である。高齢化率の予測を「人口ビジョン」でみると東京都は、2010年が20.4%、2060年が39.2%。神奈川県が2010年20.2%、2060年36.5%。埼玉県が2010年20.4%、2040年34.9%。千葉県が2010年21.5%、2060年33.0%（人口の将来展望パターン1）。東京圏は、2040年にはいずれも30%を超える見通しとなっている。

IV 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の「総合戦略」

1. 東京圏の「総合戦略」

(1) 東京都の「総合戦略」

名称は、「東京と地方が共に栄える、真の地方創生の実現を目指して」。

構成は、「第一章 総論、第二章 東京の人口、第三章 「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現に向けた取組、第四章 「東京都総合戦略」における基本目標と政策」（全P176）となっている。

基本目標は、「1 世界をリードし、発展し続ける国際都市・東京」「2 誰もが希望を持ち、健やかで生き生きと暮らせる都市・東京」「3 安全・安心で、将来にわたって持続可能な都市・東京」である。

基本目標1は、東京ならではの観点。

基本目標2は、「ひと」「しごと」の観点。

基本目標3は、「まち」の観点

となっている。

東京都の「総合戦略」は、「首都・東京」が強く意識されている。また、「世界的な都市間競争」が強調されている。具体的な施策数、KPIの数ともに他の3県を大きく上回っている。さらに、「東京一極集中」への批判を考慮して「東京と地方の共存・共栄」がタイトルにも示されているのが特徴である。

(2) 神奈川県の「総合戦略」

名称は「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」。

構成は、第1章「策定にあたって」、第2章「基本目標」、第3章「具体的な施策」、第4章「推進体制など」（全P52）からなる。（参考：「人口ビジョン」は全P41）

基本目標は、「1 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「2 神奈川に新しいひとの流れをつくる」、「3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 活力と魅力あふれるまちづくりを進める」である。

(3) 埼玉県の「総合戦略」

名称は「埼玉県まちひとしごと創生総合戦略」。

構成は、「1 埼玉県の人口の状況と将来展望（埼玉県人口ビジョン）、2 まち・ひと・しごと創生に向けた考え方、3 埼玉県人口ビジョンを踏まえた基本的課題、4 基本目標と施策、5 地域の特徴に基づく重点課題・施策（参考）」（全P107）からなる。

基本目標は、「1 県内における安定した雇用を創出する～生産年齢人口減少期における経済活性化～」「2 県内への新しいひとの流れをつくる～東京都区部への一極集中の克服」「3 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～少子社会からの転換」

「4 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る～異次元の高齢化への挑戦」である。

(4) 千葉県の「総合戦略」

名称は、「千葉県地方創生総合戦略」。

構成は、1 総合戦略の基本的な考え方 2 総合戦略Ⅰ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「世界中から人々がやってくるCHIBA」づくり 3 総合戦略Ⅱ 地方創生の実現に向けた千葉づくり（全 P 87）からなる。（参考：人口ビジョン全 P 29）

総合戦略Ⅱは、「（1）“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり」「（2）“国内外の多くの人々が集う”魅力あふれる千葉づくり」「（3）“それぞれの結婚・出産・子育ての希望”がかなう千葉づくり」「（4）“安全・安心な暮らし”がかなう千葉づくり」である。

2. 清川村と横浜市の「総合戦略」の要点

以下、県内唯一の村であり、人口が最も少ない清川村と県内はもとより全国の市町村の中で最も人口の多い横浜市の「総合戦略」についてみる。

(1) 清川村の「総合戦略」の要点

①清川村の概要

県内で唯一の村である清川村の「総合戦略」人口減少対策に着目する。清川村は、神奈川県北西部に位置し、面積 71.24 km²で、うち 89%が山林である。1956（昭和 31）年に煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村と合併して現在の清川村となる。昭和 50 年以に入ると清川村開発公社による団地が造成されるなど、新しい宅地開発が進められた。その後、昭和 60 年代

には宮ヶ瀬ダム建設が始まり、1995（平成 7）年にダムが完成する。人口は、1990（平成 2）年以降 2010（平成 22）年までは約 3,500 人規模であったが、2013（平成 21）年以降減少を続け、2015 年は 3,216 人（国勢調査結果）となっている。「清川村人口ビジョン」では、2040 年には、2,226 人と推計されている（「社人研推計」）。

②総合戦略の要点

「総合戦略」は、2013 年策定された「第 3 次清川村総合計画基本構想（平成 26 年度～平成 35 年度）」、2014 年に策定された「同前期基本計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」、2015 年に策定された「同実施計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」をふまえて策定されている。

清川村の「総合戦略」の基本目標および具体的な施策の要点は、次のとおりである。

基本目標 1「子育て世代の移住を促し地域を活性化する」基本目標 2「結婚・出産・子育てをしっかりと支援する」基本目標 3「むらの魅力を高め新たな雇用を創出する」基本目標 4「住みよい村づくりと地域づくりにより村の活性化を図る」となっている。

基本目標は、総合計画で重点施策としている「人口増対策、定住促進」「交通の利便性の向上（公共交通）」「地域資源を活かした魅力ある観光の創出（観光、交流）」「地域で支える子育て支援の充実（子育て、青少年健全育成）」「地域の特性を活かした保育サービスの充実（保育サービス）」が符合している。

また、基本目標にある「具体的な施策」は、総合計画と一致しており、「総合戦略」策定前に具体化され、実施されているものもある。例えば、基本目標 1 の「人口増対策、定住促進」の「（1）子育て世代の移住を促すための新たな住宅整備の推進①地域の活性化につながる宅開発の推進」は、2014 年度に「村

有地の宅地分譲」事業としてスタートしていて、2015 年 9 月には、「移住者（45 歳以下）に村営分譲地最大 400 万円減額」といった広報が行われている。また、「住宅取得奨励金交付」などもすでに実行されている。

また、基本目標 2 の「（1）子育て支援の充実」については、「清川ブランド」として「子ども出産祝い金 10 万円」「おむつ助成月 4500 円」「村立幼稚園の保育料無料」「中学校卒業まで医療費無料」「小・中学校入学祝い金 3 万円」「高校・大学等通学費を本厚木駅まで 50%助成」などが「総合戦略」策定以前から実施されている（「舟沢分譲地」パンフレットより）。

③「道の駅」への期待

「総合戦略」では、「道の駅」を拠点とした「観光資源の発掘」あるいは「取り扱い品目の充実」「多様なイベントの開催」などにより村外の利用だけでなく、「村民の交流の場」となることなど、多様な役割が期待されている。

「道の駅」については、神奈川新聞が「清川「道の駅」利用者倍増 開業 1 か月」と報じている（2015 年 12 月 22 日）。

大矢明夫村長は、「オープン以来順調に来訪者も増えている。しかし、道の駅の安定的な運営を図るには、まだまだ多くの課題がある（2016 年 3 月 9 日「施政方針」）」としている。

(2) 横浜市の「総合戦略」の要点

①横浜市の概要

横浜市は、面積 437.49 km²で県内 1 位、人口は、327 万 4,844 人で全国の市町村中で最も多い。政令指定都市であり、18 行政区で構成されている。

就業構造は、第 1 次産業が 0.5%、第 2 次産業が 20.7%、第 3 次産業が 78.8%である（2010 年国勢調査）。横浜市内総生産 12

兆 9,048 億円（2006 年）。

②総合戦略の構成と基本的な考え方

「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「Ⅰはじめに Ⅱ人口ビジョン Ⅲ総合戦略」で構成されている（全 P 33）。

総合戦略の「1 基本的な考え方（2）地方創生に向けた基本的な考え方」は次のとおりである。

「厳しい状況が予想される未来をそのまま受け入れるのではなく、生産年齢人口の減少や高齢化の進展による影響を緩和するため、子育て世帯など若い世代をはじめ、人や企業を呼び込み、未来を変えていくことに果敢に挑戦していきます。／そのために必要なところにしっかりと投資し、誰もが安心と希望を実感でき、「人も企業も輝く横浜」を目指していきます。／企業が活躍できる環境をつくることが必要なため、「活力ある経済が豊かさを生み、エネルギーが効率よく循環するまち」を形成していきます。／また、根本的な課題として出生数を増やしていくことはもとより、あらゆる世代で社会の担い手となる人を増やしていくことが重要になることから、「女性・子ども・若者・シニアのポテンシャルの発揮と、健康づくりで元気なまち」を創っていきます。さらに、人や企業が躍動できる舞台としての都市を構築することも不可欠です。そのため、「世界中の人々や企業を惹きつけ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち」、「横浜経済や市民生活を支える強靱な骨格と防災・減災機能を備えるまち」へと再生していきます。」

③基本目標

基本目標 1（しごと）は、「企業が活躍できる環境をつくる」で、具体的な施策として「施策 1 成長分野の育成・産業拠点の強化、施策 2 活力ある都市農業、「施策 3 エネルギー施策の推進」。

基本目標 2（ひと）は、「社会の担い手と

なる人を増やす」で、「施策1 子育て支援・子ども・若者の育成 施策2 女性の活躍支援 施策3 シニアパワーの発揮 施策4 370万人の健康づくり」。基本目標3（まち）は、「躍動できる舞台としての都市を構築する」で、「施策1 都心臨海部の再生・機能強化 施策2 郊外部の再生・活性化 施策3 緑の保全と創出 施策4 災害に強いまちづくり 施策5 都市インフラの強化」。

3. 「総合戦略」のまとめ

（1）東京圏の「総合戦略」のポイント

東京圏1都3県の「総合戦略」は、それぞれの都県がほどなく人口減少に転ずること、あるいは、少子・高齢化が急激に進むとする基本認識では一致している。

基本目標については、いずれの都県も国の基本目標である「雇用を創出する」、「ひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育て」、「まちづくり」にほぼ沿っているが、加えて東京都は「基本目標1・世界をリードし、発展し続ける国際都市・東京」を、千葉県は「総合戦略Ⅰ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした『世界中から人々がやってくるCHIBA』づくり」を独自に置いている。

基本目標に盛り込まれている「具体的な施策」総数と、基本目標別に「具体的な施策」数をみると、東京都を除いてはほぼバランスよく配置されている。

【基本目標の具体的な施策数総数】

東京都	956	神奈川県	112
埼玉県	116	千葉県	332

【基本目標の具体的な施策数】

	（しごと）	（ひと）	（子育て）	（まち）
神奈川	27	24	29	32

埼玉	36	25	25	30
千葉※	69	57	53	48

※千葉は総合戦略Ⅰとして「オリンピック・パラリンピック」に関して別50項目。

【東京都の基本目標の具体的な施策数】

基本目標1（東京独自）：352

基本目標2（ひと・しごと）：259

基本目標3（まち）：345

※東京は、独自の組み立てだが、1には（しごと・ひと・まち）が入っている。2には、（子育て、ひと、しごと）となっている。

「総合戦略」には、施策ごとに「重要業績評価指標（以下「KPI」）ⁱⁱⁱ」を設けることになっている。KPIの都県ごとの総数は、以下のとおり。

【KPIの数】

東京都	303	神奈川県	74
埼玉県	46	千葉県	58※

※総合戦略Ⅰを含む

1都3県の「総合戦略」は、国の総合戦略にそってバランスよく課題と施策が網羅されている。しかし、政策の重点が何かわかりづらい。東京圏の1都3県は、これまでの人口増加を前提にした行政から、「人口減少」という新たな情勢をふまえた対応が求められているが、人口減少が始まっている市町村がある一方で、人口増が進む市町村があり、混在している。さらに同じ自治体の中に、人口増のエリアと人口減のエリアとがあり、それぞれ対策が異なることになる。自治体の状況に応じたきめ細かな対策が必要とされている。県は、どのように対応をするのか、問われている。

（2）神奈川県市町村の「総合戦略」ポイント

①「総合戦略」の特徴

「総合戦略」策定にあたっては、それぞれ

の自治体の総合計画を基本に、「総合戦略」に該当する項目を再編成している例が多い。

「総合戦略」策定にあたって、住民や関係諸団体を入れた「委員会」が設置されているが、とりわけ「人口減少」に対して、どのように認識し、課題と対策を設定すべきなのか、などの議論が十分に行われたといえるか、疑問である^{iv}。

また、神奈川県内には政令市が 3 つあり、40 万人超の市が 2 市、20 万人超の市が 4 市あり、東京圏の一翼とする意識も強く、そもそも「地方創生」という名称がなじまないとする自治体もあったと聞く。議会も「人口減少」には関心が向いていないとする自治体もあった。

他方で、人口減少が始まっていて、日本創成会議から「消滅可能性自治体」とされた市町村もある。

こうした置かれている環境の違いからか、例えば、人口が増えている自治体特に大都市は、基本目標の設定も独自で、総じて簡潔である^v。人口減少の市町村、中でも人口が大きく減少している自治体では、すでに「人口増」のための「移住」「定住」「子育て」などについて「総合戦略」策定前に、自治体独自の対策を講じられている自治体も多い。

②市町村の「基本目標」まとめ

神奈川県内の市町村の「総合戦略」の基本目標の項目についてまとめたのが、表 1 である。

33 市町村の基本目標について国の「しごと」、「ひと」、「結婚・出産」、「まちづくり」にならって分類してみると、国の 4 つの基本目標にはほぼそっている。

基本目標の順番に着目すると、1 番目に「雇用・しごと」とした自治体が 33 市町村中 17、「ひと」が 6、「結婚・出産・子育て」が 5、「まちづくり」1、「その他」4 となっている。

自治体別にみると、政令市（横浜、川崎、相模原）は、「雇用・しごと」が 3 市ともに 1 番目である。

市部（16）は、「雇用・しごと」が 7 市、「結婚・出産・子育て」が 5 市、「まち」が 2 市、「その他」2 市となる。

町村部（14）では、「雇用・しごと」が 7 町で最も多く、次に「ひと」が 6 町村、「まちづくり」1 町となっている。

市部では「結婚・出産・子育て」が、町村部では、「ひと」が、それぞれ「雇用・しごと」に並んで上位である。

「基本目標」の順番は、自治体の「地方創生」政策の「優先度」を表しているとみることができる。

V 「地方創生」の行方

1. 「地方創生」の現状認識

ー「人口減少」・「東京一極集中」ー

「基本方針 2016」では「地方創生」に関する現状認識について、「人口減少」は、「平成 27 年には合計特殊出生率は、1.46 に上昇し、出生数も若干の増加となったが、なお歯止めがかかっていない」、「東京一極集中」は、「東京圏の転入超過数は、平成 24 年以降連続して増加し続けている」としている。

こうした情勢に対して、「現状には厳しいものがある」また「地域によって取り巻く環境は大きく異なるとともに、これまでの取組状況にはバラつきがみられる」としている。

山本幸三地方創生担当大臣も「地方創生推進交付金やふるさと納税制度について、都道府県、市町村によって活用状況にバラツキがある」としている。これに対して、山田啓二全国知事会会長（京都府知事）は「地方創生戦略を各都道府県、市町村が作ったのが前の

年度の後半なので、実質的には今年が1年目。交付金をこなしていこうとすると半歩おくれるのでどうしてもバラツキが出る」としている^{vi}。

2. 「東京一極集中是正」とは

「創生法」の目的の一つに「東京圏への人口の過度の集中を是正する」とある。東京圏とは、「東京 23 区及びこれと社会経済的に一体となっている地域」であり、「厳密な地理的定義ではない」とされている。「単に、東京の人口が減り、地方の人口が増えればよいというものではない」「過度な人口集中を是正することは、東京圏自身の住みよさが増大する」「東京と地方の二項対立的にとらえるのではなく、東京も地方も住みやすい地域であることを目指す」と解説されている^{vii}。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（以下「基本方針 2015」）」では、「2 地方への新しいひとの流れをつくる」として、「地方移住の支援」「日本版 CCRC 構想^{viii}」「企業の地方拠点化」「政府機関の地方移転」「地方大学等の活性化」などに取り組むこととした^{ix}。

3. 続く「東京一人勝ち」状態

2015 年の東京圏の人口の合計は、3,613 万 2,214 人で全国に占める割合は 28.4%（東京 10.6%、神奈川県 7.2%、埼玉県 5.7%、千葉県 4.9%）で、1945 年 13.0%以降年々増加を続けている。

また、東京圏の 2015 年の転入超過数は、12 万 7,623 人で、内東京都が 8 万 4,231 人と突出している。特に若者の流入増が続いている（15～19 歳 2 万 6,731 人、20～24 歳 6 万 8,482 人、25～29 歳 2 万 3,176 人、15～

29 歳合計 11 万 8,389 人／2015 年）。また、学生数では、東京が増加し続け、神奈川県、埼玉県、千葉県は減少し続けている^x。

他の大都市圏が転出超過にも関わらず「東京一人勝ち」の状況が進んでいる。

4. 全国知事会「一極集中是正」決議

全国知事会は、2016 年 11 月 28 日に「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」を採択した^{xi}。決議文は、「東京圏への人口集中が止まらない」として、「若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との間の転入・転出の早期均衡を図るため」に「東京都 23 区内の大学・学部新增設抑制など盛り込んだ立法措置を次期通常国家で講ずるよう求めるなど」の内容である。東京都は、反対の意見をのべた^{xii}。

これに先立つ知事会の「地方創生対策本部」での議論では、「企業の東京都区域で大規模な事務所・事業所の新設・増設を制限する新法」を求める意見などが出されたが、決議には盛り込まれなかった。

山本幸三地方創生担当大臣も理解を示しているという。

5. 「工業等制限法」の復活か？

全国知事会の決議は、かつての「工場（業）等制限法（「首都圏の規制市街地における工業等の制限に関する法律」）」の復活をめざすものといえる。「工場等制限法」は、首都圏において「工場及び大学等の新設及び増設を制限」し「既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止」することを目的にして 1959 年に制定され、2002 年に廃止された。この法律の真の目的は「若者の人口を地方へと移転させることにあった。」しかし「工場は分散しても、人口の地方分散という目的は

達成されなかった^{xiii}」。

国は、「工場等制限法」が廃止された2002年に「都市再生法^{xiv}」を制定し、「用途規制、容積率、高さ制限の緩和」を行い、東京都心部への民間投資を促してきた。その結果、東京都23区の2000年～2015年の人口増減率をみると、千代田区、中央区、港区はじめ都心部への人口回帰が鮮明になっている。さらに東京オリンピック・パラリンピックを誘致するなど都心再開発を加速している。「東京一人勝ち」の政策を進めてきたのは、ほかならぬ国であるということになる。

6. 「地方創生」はどこへ向かうのか

(1) 「地方創生」と「一億総活躍」

安倍政権は、2015年10月に、「一億総活躍」方針を打ち出した^{xv}。「成長と分配の好循環」を基本に、「子育て支援・介護の基盤強化」「希望出生率達成」「介護離職ゼロ実現」「働き方改革」などを柱にしている。

2015年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改定）」では、「地方創生と一億総活躍の取組を相互に連動させる」としているが、「地方創生」と「一億総活躍」との関連は、自治体現場ではわかりにくい。

(2) 「総合戦略・改訂版」と「地方版総合戦略」とは一致しているのか

山本幸三地方創生担当大臣は、2016年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂）」改訂にあたって、「地方の平均所得向上」や「国家戦略特区、規制改革等との政策連携強化などローカル・アベノミクスの一層の推進」などを挙げている^{xvi}。

国は、2014年に策定した「総合戦略」について2015年、2016年と改訂を重ねて、次々と施策を提起している。片や自治体は、「総合戦略」の実践に移ったばかりである。

果たして、国と自治体とで「地方創生」の方向と方策は、一致しているのだろうか。

「知事会決議」は、そのことを問うているのではないだろうか。

ⁱ 国は「長期ビジョン」。

ⁱⁱ 川崎市は、2015年国勢調査の結果では、すべての区で人口が増加している。川崎市の人口推計では、2030年まで人口は増加しその後減少するが、2050年149万人と2015年とほぼ同じ水準を維持する。

ⁱⁱⁱ Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標

^{iv} 清川村の例では、総合計画策定にあたって人口減少をふまえた村の現状について、住民参加による「ワークショップ」を2012年2月～2013年1月にかけて行い、総合計画に反映している。

^v 藤沢市の「総合戦略」は、8ページである。

^{vi} 11月25日「山本大臣と地方六団体との意見交換の場」（「自治日報」2016年12月2日）

^{vii} 「まちひとしごと創生法」の解説・上 溝口洋「地方財務」2015年1月

^{viii} 日本版 CCRC 構想「東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり」

^{ix} 「基本方針2016」では、①企業の地方拠点化②政府関係機関の地方移転③「生涯活躍のまち」の推進

^x 「全国知事会・岐阜県提出資料」（全国知事会HPより2016年11月28日）

^{xi} 「自治日報」（2016年12月2日）

^{xii} 「自治日報」（2016年11月18日）

^{xiii} 「逆都市化時代の東京圏」（大西隆・岩波講座「都市とは何か」岩波書店）

^{xiv} 「都市再生特別措置法」2002年

^{xv} 2016年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」

^{xvi} 「自治日報」（2016年11月11日）

表1 神奈川県内市町村「総合戦略」基本目標一覧

自治体名	目標数	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標
国	4	①地方における安定した雇用を創出する	②地方への新しいひとの流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
神奈川県	4	①県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする	②神奈川への新しいひとの流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④活力と魅力あふれるまちづくりを進める	
横浜市	3	①企業が活躍できる環境をつくる	②社会の担い手となる人を増やす	③躍動できる舞台としての都市を構築する		
川崎市	3	①本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」	②市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」	③まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり		
相模原市	4	①安定した雇用の確保	②結婚・出産・子育て環境の充実	③定住促進、安全で安心なくらしの確保	④広域交流拠点都市の形成	
横須賀市	4	①市内経済の活性化を図り、雇用を創出する	②定住を促す魅力的な都市環境をつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④人口減少社会に対応したまちづくりをすすめる	
平塚市	4	①強みを活かしたしごとづくり	②子どもを産み育てやすい環境づくり	③高齢者がいきいき暮らすまちづくり	④安心・安全に暮らせるまちづくり	
鎌倉市	4	①鎌倉市における安定した雇用を創出する	②鎌倉市の魅力に磨きをかけ、新しいひとの流れをつくる	③鎌倉市で結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④次世代に続く鎌倉を創出する	
藤沢市	3	①魅力あふれる元気な都市を創る	②あらゆる世代の市民の元気を創る	③元気で活力ある地域と経済を創る		
小田原市	4	①安定した雇用を創出する	②魅力を発信し、人の流れをつくる	③子どもを産み育てやすい環境をつくる	④活力にあふれ、住み続けたいまちをつくる	
茅ヶ崎市	4	①茅ヶ崎の魅力を最大限に活かし、「ちがさき愛」あふれるひとを増やします	②若者からシニア世代まで、ライフスタイルと働き方を柔軟に選択できる環境をつくりまします	③地域全体で若い世代を応援し、安心して結婚・出産・子育てできるまちをつくりまします	④豊富な「人財」がいきいきと活躍し、安心して住み続けられる環境をつくりまします	
逗子市	4	①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	②逗子市への新しいひとの流れをつくる	③逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる	④魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する	
三浦市	4	①三浦市における安定した雇用を創出する	②三浦市への新しいひとの流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
秦野市	4	①豊かな自然・良好な住環境づくりプロジェクト	②未来につなぐ出産・子育てプロジェクト	③安全・安心で人との絆を大切にするとまづくりプロジェクト	④にぎわいと交流を創出する地域経済活性化プロジェクト	
厚木市	5	①若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる	②住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる	③市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する	④人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する	⑤働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする
大和市	4	①結婚から出産、子育てが楽しくなるまち	②安全・安心で、時代を先取りしている楽しいまち	③仕事がつまみやりやすく、働くことが楽しいまち	④都心・海・山に近い、便利で暮らしが楽しく、富士山にも出逢えるまち	
伊勢原市	4	①ポテンシャルを生かした地域産業の振興により、新たな雇用を創出する	②魅力の効果的な発信により、多彩な人の流れをつくる	③若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望に応え、選ばれるまちをつくる	④持続可能な地域社会を築き、健康で快適な暮らしを創出する	
海老名市	4	①若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	②まちのかがやきを持続する拠点性を高める	③元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり	④まちの魅力向上とシティセールスの推進	
座間市	4	①すっと住みたいなるまちを目指して	②あしたを創る地域産業の活性化を目指して	③みらいを担う世代のすこやかな育成を目指して	④あんぜん・安心な地域づくりを目指して	
南足柄市	4	①南足柄にしごとをつくる	②南足柄に人の流れをつくる	③若い世代を応援し、希望をかなえるく結婚・出産・子育て>	④時代に合った地域づくり	
綾瀬市	4	①出産・子育て環境の向上	②稼ぐ力持つ産業・仕事の創出	③交流人口の取り込み	④人口減少・超高齢社会に対応したまちづくり	
葉山町	3	①地域が生き生きと元気が活力にあふれ、ひとを集めるまち	②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち	③時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守りまします		
寒川町	4	①地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます	②「さむかわ」を知ってもらい、新しい人の流れをつくりまします	③子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくりまします	④発展し続けるまち「さむかわ」をみんなでつくりまします	
大磯町	4	①大磯への新しいひとの流れをつくる	②大磯で若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	③大磯にしごとをつくり安心して働けるようにする	④大磯の地域が連携しあい安全・安心なくらしをつくる	
二宮町	4	①安心なくらしを守り、住み続けられる地域をつくる	②二宮の強みを活かした魅力あるくらしを提案し、新しい人の流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶え、子育てを楽しめる環境をつくる	④二宮町で安心して働き、仕事を生み出しやすい環境をつくる	
中井町	4	①里都まちブランド・里都まち「耕業」による地域経済活性化戦略	②里都まちスポーツ・情報の駅による交流促進戦略	③里都まち子育て応援戦略	④里都まち総合プロデュース戦略	
大井町	4	①安定した雇用環境を創出する	②新しい人の流れをつくる	③結婚・妊娠・出産・子育て支援と地域で子どもを育む環境を整備する	④夢おおい未来をめざし活力にみちたまちをつくる	
松田町	4	①松田町への夢や期待に応える住環境づくり	②若い世代が安心して、子どもを産み育てられる環境づくり	③だれもが快適に暮らせる環境づくり	④松田町の活力につながる産業・交流づくり	
山北町	4	①山北町における安定した雇用を創出する	②山北町への新しいひとの流れをつくる	③山北町の若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える	④時代に合った山北町らしい地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	
開成町	4	①住みたい・住み続けたい・訪れたいと思える“まち”を創造する	②次代の社会を担う子どもたちを育む“まち”を創造する	③安定した雇用を創出する“まち”を創造する	④安全・安心・快適に暮らせる“まち”を創造する	
箱根町	4	①箱根町への新しいひとの流れをつくる	②結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う	③活力と魅力あふれるまちづくりを進める	④町内で安心して働けるようにする	
真鶴町	4	①仕事をやり、安心して働くことができるようにする	②新しい人の流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
湯河原町	4	①湯河原町にしごとをつくり、町内で就労できるようにする	②湯河原町への新しいひとの流れをつくる	③結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる	④人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりを進める	
愛川町	4	①地域における安定した雇用を創出する	②地域への新しいひとの流れをつくる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	④人口減少社会を見据えた、安心して暮らせる地域をつくる	
清川村	4	①子育て世代の移住を促し地域を活性化	②結婚・出産・子育てをしっかりと支援	③村の魅力を高め新たな雇用を創出	④住みよい村づくりと地域づくりに村の活性化を図る	

資料：各自治体の「総合戦略」を基に公益社団法人神奈川県地方自治研究センターがまとめた。

編集後記

全国知事会が設置した「憲法と地方自治」研究会が、地方自治関係の憲法改正草案を盛り込んだ報告書を11月にまとめ、公表した。同研究会が憲法を巡る課題としたのは、地方自治の基本原則を憲法に規定すること、合区解消に向けた処方箋、という2つのテーマである。報告書には、合区解消の方策として参議院を「地方の府」と位置づけることで一票の格差からの脱却を図り、都道府県単位の選挙を必須のものとする仕組みを構築するとの提言が記されている。県を代表する国会議員を出せなくなることに對する知事会の危機感があらわである。

都道府県単位の代表ありきに対する賛否はさておき、鳥取・島根、徳島・高知でそれぞれ2県が一選挙区となって初めての2016年の参議院議員選挙では、島根以外の3県で過去最低の投票率となり、合区に伴う選挙への関心低下も指摘されている。参議院のあり方については、前号で上林顧問が指摘したように（上林得郎「参院選の結果分析と今後の政治情勢」『自治研かながわ月報2016年10月号』）選挙制度のあり方とともに、「1票の投票価値」か、「地域政治の代表」か、といった民主政治の根幹に関わる代表制の視点を含め、抜本的な再検討をすすめることが、憲法改正論議の先決課題ではないだろうか。

（谷本有美子）

2016年12月25日

自治研かながわ月報第162号（2016年12月号、通算226号）

発行所	公益社団法人	神奈川県地方自治研究センター
発行人	黒沢一夫	編集人 大沢宏二 定価1部500円
〒232-0022	横浜市内南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/	E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 822 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。